



5 建災防技発第 538 号

令和 5 年 9 月 28 日

建設業労働災害防止協会  
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会  
専 務 理 事  
( 公 印 省 略 )

### ビル建築に伴う鉄骨建方工事に係る労働災害防止対策の徹底について

本年 9 月 19 日に東京都内で発生した鉄骨崩落による墜落災害に伴い、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、別添のとおり対策の徹底について、周知、指導の要請がありました。

つきましては、本件内容の周知及び下記に掲げる建設業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）「第 2 章 安全衛生管理体制等」に関する内容の順守について、貴支部会員事業場等に対して、徹底していただく等、適宜、ご対応方お願いいたします。

会員事業場へのご対応に当たっては、安全指導者による現場パトロール、安全点検の積極的な実施とともに、安全管理士による中小総合工事業者等への個別指導を積極的にご活用方お願いいたします。

なお、本件に関する文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。

### 記

1. 安全衛生管理体制の整備（災防規程第 4 条（3））

会員は、作業主任者のみならず、工事の種類、規模等に応じて必要となる様々な管理者等が、各々の役割に応じて、施工の安全確保に十分に配慮しつつ、その作業を指揮する等の職務を行わせること。

2. リスクアセスメントの実施、施工計画、作業計画等への反映等（災防規程第 6 条）

会員は、施工計画の段階からリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、リスク低減に必要な措置内容を施工計画に反映するとともに関係請負人が作成する作業計画や作業手順に反映し、施工の場で実施していくことが必要であること。

3. 自主的な教育の実施（災防規程第 8 条）

会員は、リスクアセスメントに関する研修等自主的な教育の実施に一層積極的に取り組んでいくことが必要であること。



一般社団法人日本建設業連合会会長  
一般社団法人全国建設業協会会長  
一般社団法人全国中小建設業協会会長  
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長  
建設業労働災害防止協会会長

殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長

### ビル建築に伴う鉄骨建方工事に係る労働災害防止対策の徹底について

ビル建築をはじめとする建設工事における労働災害の防止につきましては、かねてからその徹底を図っているところですが、本年 9 月 19 日、別添のとおり、東京都中央区のビル建築現場において、鉄骨建方作業中に鉄骨が崩壊し、鉄骨建方作業に従事していた労働者及び下層で作業を行っていた労働者計 6 名が被災し、うち 2 名が死亡するという重大な災害が発生したことは誠に遺憾であります。

本災害の原因につきましては現在調査中ですが、鉄骨建方作業における鉄骨の落下等については、極めて重大な災害につながるおそれが高いことから、同種災害の防止のため、特に下記の事項に留意の上、リスクアセスメントの実施をはじめ、作業計画の作成やこれに基づく措置の徹底、有資格者の選任、要求性能墜落制止用器具等の適正な使用等について、会員事業場に周知、指導していただくよう要請します。

### 記

#### 1 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施

ビル建築工事の施行計画の段階からリスクアセスメントを実施し、工法の安全性や作業の各段階における構造物及び仮設機材（ベント等の建方養生も含む。）の強度、安定性等について検討し、その結果に基づいて、構造物及び仮設機材等の崩壊・倒壊の防止等、必要な措置を講じること。また、構造物及び仮設機材等が健全な状態であることを随時確認すること。

#### 2 作業計画の作成、作業主任者の選任等について

建築物等の鉄骨の組立て等の作業を行うときは、あらかじめ、作業の方法及び順序、部材の倒壊等を防止するための方法を定めた作業計画を作成し、関係労働者に周知させるとともに、当該作業計画により作業を行うこと。作業方法は、構造物及び仮設機材の支持

条件、荷重条件等に合致した方法とすること。

また、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し、作業の直接指揮、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況の監視等、その職務を確実に実施させること。

### 3 要求性能墜落制止用器具等の適切な使用

高所作業であって手すり等を設けることが困難なとき等の場合においては、労働者に要求性能墜落制止用器具等を着実に使用させるとともに、その使用状況を監視すること。

また、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための適切な設備等を設け、異常の有無について随時点検すること。

(別添)

## ビル建築現場における鉄骨崩落による墜落災害

1 発生日時

令和5年9月19日午前9時20分頃

2 発生場所

東京都中央区八重洲一丁目

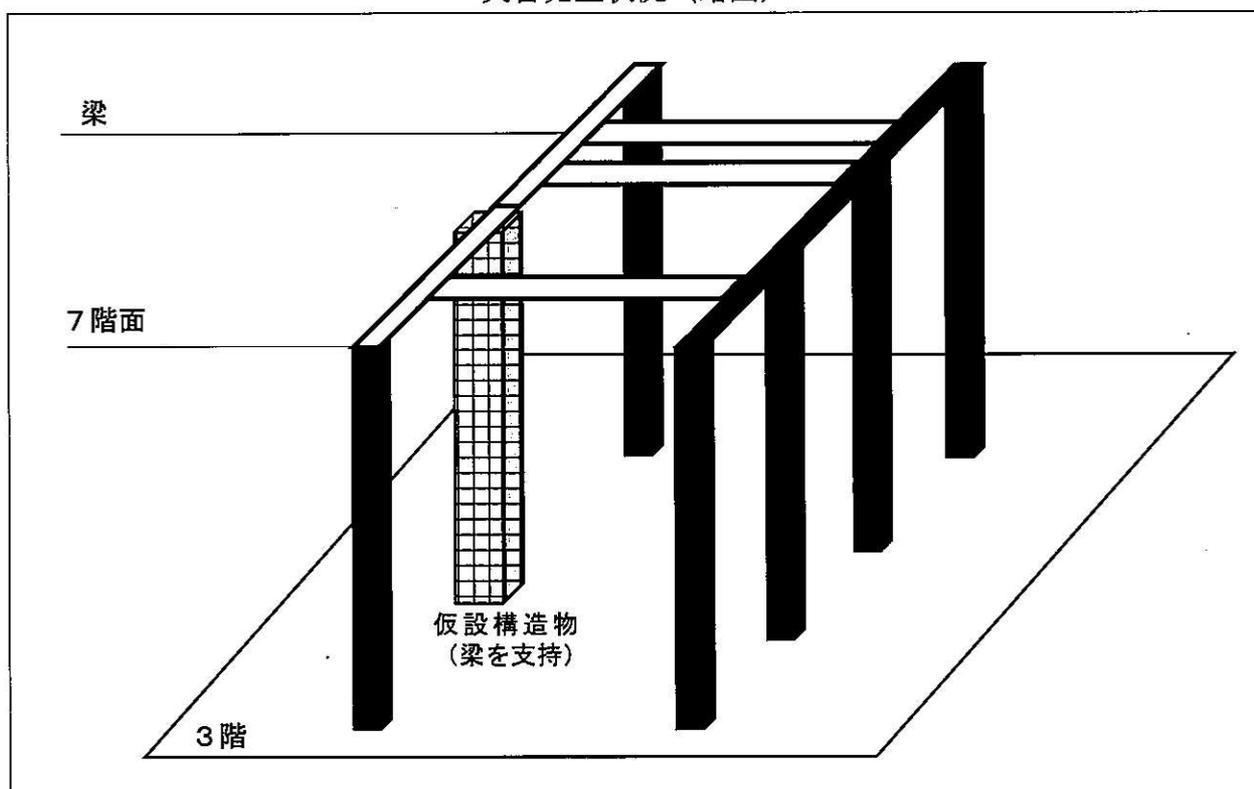
3 発生状況

災害発生時、既設の鉄骨支柱等（黒色部分）に梁となる鉄骨（白色部分）を設置する作業が行われていた。作業員は梁上（7階面）において梁の取り付け作業等を実施しており最後の梁を設置していたところ、何らかの原因で全ての梁及び梁を支持していた仮設構造物が3階まで崩落し、梁上で作業していた作業員5名が墜落した。また、階下で別の作業に従事していた作業員1名が飛散した部材に接触した。（下図参照）

4 被災状況

2名死亡、2名重傷、2名軽傷

災害発生状況（略図）



(注) 上記の略図は現在調査中のもの。